

でんさいのご利用の際の留意事項について

新			旧		
項目	ご注意いただきたいこと	利用規定等の記載	項目	ご注意いただきたいこと	利用規定等の記載
8. でんさい(*4)の発生 (手形の振出に相当)	(1) でんさいを発生させる際の債権金額は、1円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。 (2) でんさいの支払期日(手形のサイト)は、電子記録年月日(でんさいの発生日)から起算して3銀行営業日(債権者請求方式は7銀行営業日)経過した日以降で10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。	利用規定第25条、第26条 業務規程第30条 業務規程細則第17条	8. でんさい(*4)の発生 (手形の振出に相当)	(1) でんさいを発生させる際の債権金額は、 <del>1万円</del> 以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。 (2) でんさいの支払期日(手形のサイト)は、電子記録年月日(でんさいの発生日)から起算して <del>7銀行営業日</del> 経過した日以降で10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。	利用規定第25条、第26条 業務規程第30条 業務規程細則第17条
11. でんさいの取消等	でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5銀行営業日(記録日を含め当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日)の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取り消すことができます(当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。)	利用規定第26条、第28条 業務規程第26条 業務規程細則第23条	11. でんさいの取消等	でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5銀行営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取り消すことができます(当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。)	利用規定第26条、第28条 業務規程第26条 業務規程細則第23条
13. 記録請求の制限期間	でんさいの支払期日が近づくと、 <u>支払準備のため、記録請求が制限されます。</u> (注) 例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の <u>3銀行営業日前</u> までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考2」をご参照ください。)	業務規程細則第17条、第19条、第21条、第23条、第27条、第29条	13. 記録請求の制限期間	でんさいの支払期日が近づくと、 <u>支払準備のため、記録請求が制限されます。</u> (注) 例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の <u>7銀行営業日前</u> までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考2」をご参照ください。)	業務規程細則第17条、第19条、第21条、第23条、第27条、第29条

P. 7 【ご参考2：支払期日後の記録の制限】

- 発生記録請求(請求者：債務者) 3銀行営業日前まで可能
- 発生記録請求(請求者：債権者) 7銀行営業日前まで可能
- 譲渡記録請求 3銀行営業日前まで可能
- 分割記録請求 3銀行営業日前まで可能
- 保証記録請求(譲渡保証) 3銀行営業日前まで可能
- 保証記録請求(単独保証) 7銀行営業日前まで可能

りそな銀行 電子記録債権 利用規定

新		旧	
2023年1月10日		2019年7月8日	
第5章 電子記録の請求および記録に関する事項 第26条(発生記録に関する手続) 5. 発生記録請求に異議がある場合の手続は、以下の通りとします。 (1) 債務者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債権者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日(記録日を含め当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日)以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができます。また、予約による発生記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、債権者が単独で予約を否認することができるものとします。	第5章 電子記録の請求および記録に関する事項 第26条(発生記録に関する手続) 5. 発生記録請求に異議がある場合の手続は、以下の通りとします。 (1) 債務者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債権者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができます。また、予約による発生記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、債権者が単独で予約を否認することができるものとします。		
第28条(譲渡記録に関する手続) 5. 利用者は、第3項の当該でんさいの譲受人として、当該通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができます。また、予約による譲渡記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、譲受人が単独で予約を否認することができるものとします。	第28条(譲渡記録に関する手続) 5. 利用者は、第3項の当該でんさいの譲受人として、当該通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができます。また、予約による譲渡記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、譲受人が単独で予約を否認することができるものとします。		